

## -内閣府(内閣府本府)-

### 子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)の交付が過大

1件 不当金額(支出) 839万円

#### 1 交付金の概要

地域子育て支援拠点事業(以下「拠点事業」)は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)が実施主体となり、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所(以下「地域子育て支援拠点」)を開設して、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものであり、国は、市町村(特別区を含む。)に対して、子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業に係る分)を交付して、拠点事業に要する費用の一部を補助している。

「地域子育て支援拠点事業の実施について」等によれば、拠点事業の実施に当たっては、開設時間中に専任の者を2名以上配置することなどが実施要件とされている。

「子ども・子育て支援交付金の交付について」等によれば、交付金の交付額は、次のとおり算定することとされている。

- ① 地域子育て支援拠点の開設日数等の区分により定められた基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を基本額とし、これに国の負担割合1/3を乗ずるなどして得た額を交付金の交付額とする。

#### 2 検査の結果

北海道網走市は、平成28年度から30年度までの間に、拠点事業に係る基本額を計5034万円として北海道に事業実績報告書を提出して、これにより交付金計1678万円の交付を受けていた。

しかし、同市は、交付金の交付額の算定に当たり、地域子育て支援拠点において、開設時間中に専任の者を2名以上配置しておらず実施要件を満たしていないのに、これに係る基準額を拠点事業全体の基準額に含めていたため、基本額が過大に算定されていた。

したがって、28年度から30年度までの間の適正な基本額を算定すると計2517万円となることから、前記の基本額5034万円との差額2517万円が過大になっており、これに係る交付金839万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	事業費	左に対する 交付金交付額	不当と認 める事業費	不当と認 める交付 金相当額
北海道	網走市	子ども・子育て支援交 付金(地域子育て支援拠 点)	平成 28~30	円 5034万	円 1678万	円 2517万	円 839万